

補助金制度等の中小企業者等の支援制度



会員 岡田 充浩

要 約

企業は、自らの新商品や新技術を知的財産権で保護し、独占的な販売やライセンスの供与を行うことで多くの「お金」の獲得を図る。一方で、知的財産権の取得には、多くの費用が必要であるため、資金の乏しい中小企業者等が気後れしている。日本国特許庁、中小企業庁、地方自治体、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）及び各都道府県等中小企業支援センター等では、国内の知的財産権の取得のための支援制度、海外の知的財産権の取得のための支援制度、これらの知的財産権の取得後の活用のための支援制度、等の多種多様な支援制度を設けている。

最近の風潮として、弁理士は、多種多様な支援制度のうち、その時点で最も適した「最適解」を捻出し、相談者企業の活性化に繋がる制度を助言することが必要である。

目次

1. はじめに
2. 知的財産権の取得のための支援制度
 2. 1 国内権利取得のための支援制度
 - (1) 出願審査請求料・特許料の軽減
 - (2) 審査請求料返還制度
 - (3) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業
 - (4) 中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業知的財産支援事業）
 - (5) 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）
 - (6) 地方自治体等の助成制度
 2. 2 海外権利取得のための支援制度
 - (1) 国際出願に係る手数料（送付手数料・調査手数料・予備審査手数料）の軽減措置
 - (2) 国際出願促進交付金制度
 - (3) 中小企業等外国出願支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）
 - (4) 中小企業等外国出願中間手続支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）
 - (5) 地方自治体等の助成制度
 2. 3 知的財産権の活用のための支援制度
 - (1) 中小企業等海外侵害対策支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）
 - (2) 海外知財訴訟保険事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）
 - (3) 知財金融促進事業（中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業）
 - (4) 地方自治体等の助成制度
3. まとめ

1. はじめに

市場では、商品開発や研究開発を経て新商品や新技術が提供され、それに応じて「お金」が循環する。企業は、自らの新商品や新技術を知的財産権で保護し、独占的な販売やライセンスの供与を行うことで多くの「お金」を獲得する。近時では、BRICs・VISTA・NEXT11 等の新興国市場で、多くの「お金」が流通し、海外企業による参

入が進んでいる。一方で、知的財産権の取得には、多くの費用が必要であるため、資金の乏しい中小企業者等が気後れしている。そこで日本では、中小企業者等向けに費用負担を軽減する支援制度を設けている。

また日本では「第四次ベンチャーブーム」の到来により「スタートアップ」が注目されている。しかしスタートアップは、小規模からの起業で資金調達が難航することが多い。そこで日本では「スタートアップ」向けの支援制度を設けている。

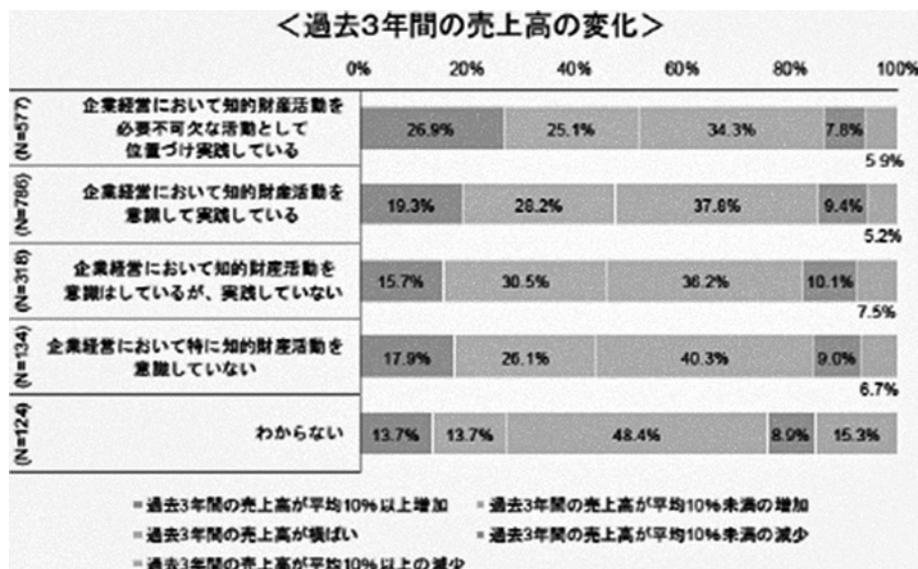
本稿では特に「お金」に関する中小企業者等向けの支援制度について紹介する。

2. 知的財産権の取得のための支援制度

2. 1 国内権利取得のための支援制度

知的財産活動を必要不可欠な活動と位置づける中小企業者等は、知的財産活動を意識していない中小企業者等に比べ、「過去3年間の売上高が平均10%以上増加する」割合が高い（表1の帯グラフの最左枠を参照）。

表1 企業経営における知財活動の位置づけと業績の関係



出典：「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書、第174頁の図表Ⅲの130から抜粋

しかし資金の乏しい中小企業者等は、知的財産権の取得に気後れしている。そこで日本では「お金」の負担を軽減する支援制度を設けている。

(1) 出願審査請求料・特許料の軽減

日本特許庁では、中小企業・中小スタートアップ企業等に対し、特許出願の審査請求料、及び第1年分から第10年分の特許料を減免する支援制度を設けている。本制度は、2019年4月1日から新制度が運用されている。本稿では新制度をメインに紹介する。

1) 中小企業

中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）は、出願審査請求料及び第1～第10年分の特許料夫々が1/2に軽減される。

例えば中小企業（会社）は、a) 従業員数要件又は資本金額要件の何れかを満たし、且つ b) 大企業の支配下にないことが要件となる。従業員数要件（又は資本金額要件）は、会社が卸売業、サービス業、小売業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、製造業等に応じて異なる。従業員は、「予め解雇予告を必要とする者」とされ、要件を満たせばアルバイトやパートタイマーも該当する。一方で、日雇いで使用される者、2ヶ月の期限付きで使用される者は該当しない。会社役員も該当しない。外国籍の中小企業は、要件を満たせば日本国の中小企業と同様に扱われる。

手続面では、通常の出願審査請求書に「手数料に関する特記事項」の欄を設ける。当該欄により減免申請書及びその証明書類の提出が不要となる。

また特許料納付の場合には、特許料納付書に「特許料等に関する特記事項」の欄を設ける。当該欄により減免申請書及びその証明書類の提出が不要となる。共同出願の場合は、共有者夫々の持分と、持分に応じた納付の割合とを記載する。実務では等分の場合が多いが、元請け下請け等の力関係に基づき難解な持分となる場合がある。納付直前に、持分譲渡や持分放棄が生じた場合、事務所内がパニックとなる。依頼人との連絡を密にして時間的余裕を持って管理すべきである。

2) 中小スタートアップ企業

中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）は、出願審査請求料及び第1～第10年分の特許料夫々が1/3に軽減される。

例えば中小スタートアップ企業（法人）は、a) 設立後10年未満の企業であり、且つb) 資本金額又は出資総額が3億円以下であり、且つc) 大企業の支配下にないことが要件となる。要件を満たせば外国籍の企業等にも適用される。上記のa)の要件が「10年未満」とあるため、例えば設立満10年の日に納付した特許料は対象外となる。実務では近々設立後10年を迎える場合、「複数年の特許料を一括納付する」ことを提案することがある。より多くの軽減を受け得る超目玉な提案である。但し弁理士手数料等の諸経費を含めることで割高な提案になれば大目玉を食らうので綿密に検討すべきである。

手続面は、上記1)の中小企業と同様である。

3) 小規模企業

小規模企業（法人・個人事業主）は、出願審査請求料及び第1～第10年分の特許料夫々が1/3に軽減される。

例えば小規模企業（法人）は、a) 従業員数が原則20名以下であり、且つb) 大企業の支配下にないことが要件となる。従業員数要件は、原則20名以下であるが、卸売業・小売業・サービス業の小規模企業の場合には5名以下が要件となる。従業員の解釈、及び手続面については、上記1)の中小企業と同様である。

4) アカデミックディスカウント

アカデミックディスカウントは、出願審査請求料及び第1～第10年分の特許料が1/2に軽減される。

大学及び高専、並びにこれらに勤務する研究者が対象となる。例えば大学の助手やポストドクターは研究者に該当する。要件を満たせば外国籍の大学等にも適用される。学生は研究者に該当しないため、実務では発明者である学生から承継した大学等が出願する等の対策がなされている。学生は、就職後に連絡が困難となるため、学生の扱いについては、大学の知財担当者と取り決めておくことを推奨する。

5) その他

中小企業（法人税非課税、法人）は、出願審査請求料及び第1～第10年分の特許料夫々が1/2に軽減される。要件を満たせば外国籍の中小企業等にも適用される。

(2) 審査請求料返還制度

本制度では、出願審査請求後に権利取得を断念する場合、審査請求時に納付した出願審査請求料の1/2が返還される。

出願審査請求料の納付後、審査着手前に出願の取下又は放棄した場合で、且つ取下日又は放棄日から6ヶ月以内に返還請求するときは、納付した出願審査請求料の1/2が返還される。

現金で納付した出願審査請求料は、返還請求者又は代理人の金融機関の口座に返還される。指定立替納付で納付した出願審査請求料は、指定立替納付者の口座に返還される。予納で納付した出願審査請求料は、予納台帳に返還される。

(3) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業

中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構では、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス

開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援する。

1) 技術導入費

実施権許諾や権利譲渡の費用等の、本事業の実施に必要な知的財産権等の導入に要する技術導入費の、総額の1/3が補助される。

2) 専門家経費

弁理士の助言等の、本事業の実施のために依頼した専門家に支払われる専門家経費の、総額の1/2が補助される。なお専門家経費と技術導入費と併せて申請できない。訴訟のための弁護士費用は対象外である。

3) 国内外での知的財産権の取得に要する関連費用

弁理士の手続代行費用や翻訳料等の、国内外での知的財産権の取得に要する関連費用の、総額の1/3が補助される。なお特許庁への印紙代（出願料、審査請求料、特許料、拒絶査定不服審判料等）は対象外である。

(4) 中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業知的財産支援事業）

各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の知的財産室では、中小企業等への知的財産支援施策を拡充させる事業、知的財産支援の先導的な取組を定着させる事業に要する経費を補助する。本制度は、中小企業等を支援する支援機関が対象であることに留意する。

1) 中小企業支援発展型事業

中小企業等の知的財産活用を促進するための産業支援機関が有する中小企業等支援施策を拡充させる事業であり「申請区分 A」と呼ばれる。申請区分 A で生じた補助対象経費が1/2以内で補助される。補助金は、事業終了後に精算される。

2) 中小企業支援定着型事業

中小企業等の知的財産活用を促進するための先導的な仕組みづくり等を重視した支援事業を地域に定着させる事業であり「申請区分 B」と呼ばれる。申請区分 B で生じた補助対象経費が定額で補助される。補助金は、事業終了後に精算される。

(5) 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）

中小企業庁では、中小企業者等が研究機関等と連携することで事業化に繋がる研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を支援する。本事業の目的は、研究開発の支援であり、設備備品の導入や営利活動の補助ではないことに留意する。

1) 申請対象者

申請対象者は、共同体である。共同体は、研究等実施機関、及び事業管理機関を含む2者以上からなる。2者以外にアドバイザーが補助的に参画してもよい。

更に研究等実施機関は、主たる機関及び従たる機関の2者からなる。主たる機関は、中核的に研究開発等を実施する中小企業者等が該当する。従たる機関は、主たる機関を補完する研究者が属する大学・公設試等が該当する。

事業管理機関は、国との連絡窓口となり、研究等実施機関への、補助金の交付、額の確定、支払等を行う。例えば承認・認定 TLO 等が該当する。

アドバイザーは、研究開発、成果の事業化、資金調達の助言を行う等、補助的な役割を担い、補助金の交付を受けない者を指す。例えば有識者・研究者・大学・公設試等である。

2) 申請対象事業

申請対象事業は、応募要項に記載の内容に関する研究開発等である。単なる販路開拓のみの事業は対象外である。申請対象事業は、本質的な部分を、共同体外の者に委託・外注してはいけない。

3) 補助事業期間及び補助金額

a) 通常枠（中小企業者等が大学・公設試等と連携して試験研究する）の場合、補助事業期間は2年度又は3年度であり、補助金額は単年度の上限を4500万円とし、中小企業者等に生じた経費が2/3以内で補助される。

b) 出資獲得枠（補助事業開始から、終了後1年経過までの間に、ファンド等からの出資が見込める）の場合、補助事業期間は2年度又は3年度であり、補助金額は単年度の上限を1億円とし、中小企業者等に生じた経費が2/3以内で補助される。

4) 助成対象経費

助成対象経費は、研究開発に関する経費、即ち設備備品費、消耗品費、人件費、旅費、その他の諸経費等である。諸経費には、知的財産権に関する経費が含まれる。知的財産権に関する経費は、知的財産権等の導入が必要となる場合に所有権等に支払う経費（技術導入費）、通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費（通訳翻訳費）、研究開発と密接に関連し、事業化に必要な知的財産権の取得の際の、弁理士に支払う手続代行費用、翻訳料等の経費（知的財産権関連経費）を含む。また行政に支払う PCT 国際出願の国際出願手数料を含む。また競合技術等の動向やユーザーニーズの調査に要する経費、及び調査員を雇用するための経費等（マーケティング調査費）を含む。一方で、行政や司法に支払う出願手数料・審査請求料・特許料等、拒絶査定に対する不服審判や訴訟に要する経費、侵害訴訟等で弁護士に支払う弁護士費用、収入印紙等は対象外である。

（6） 地方自治体等の助成制度

地方自治体等は、管轄地域内の中小企業者等に対し、知的財産権の取得に対する補助事業を実施する。以下は、東京都23区における一例である。

1) 板橋区の、知的財産取得支援補助金

板橋区内の中小企業者等に対し、1中小企業者等につき1案件とし、1案件の上限を20万円とし、生じた助成対象経費の1/3を補助する。

助成対象経費は、特許権・実用新案権・意匠権・商標権の権利取得で生じた経費である。例えば日本国特許庁に支払う審査請求料、登録料、弁理士費用等が対象となる。申請は、特許等の設定登録から1年以内で、且つ所定の申請期間内に行う。

2) 千代田区の、産業財産権取得支援事業

千代田区内の中小企業者等に対し、1中小企業者等につき1案件とし、1案件の上限を20万円とし、生じた補助対象費用の1/2を補助する。

助成対象経費は、特許権・実用新案権・意匠権・商標権の、新規取得で生じる経費であり、補助金申請日前1年間に支払済みの経費である。例えば日本国特許庁に支払う出願料、審査請求料、技術評価請求料、第1～3年分の特許料、初回の登録料、産業財産権取得に際して弁理士又は弁護士に支払う費用、図面作成費用等が対象となる。一方で、既取得の産業財産権の更新に相当する経費、産業財産権の譲渡・譲受に相当する経費、外国出願に係る経費等は対象外である。

3) その他

台東区、墨田区、港区、江東区、品川区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、世田谷区、大阪府及び愛知県等、その他の地方自治体等でも同様の助成制度が設けられているが、誌面の関係上、割愛する。

2. 2 海外権利取得のための支援制度

統計に依れば、近時、中小企業は、海外への輸出額及び売上高輸出比率が増加している（表2参照）。

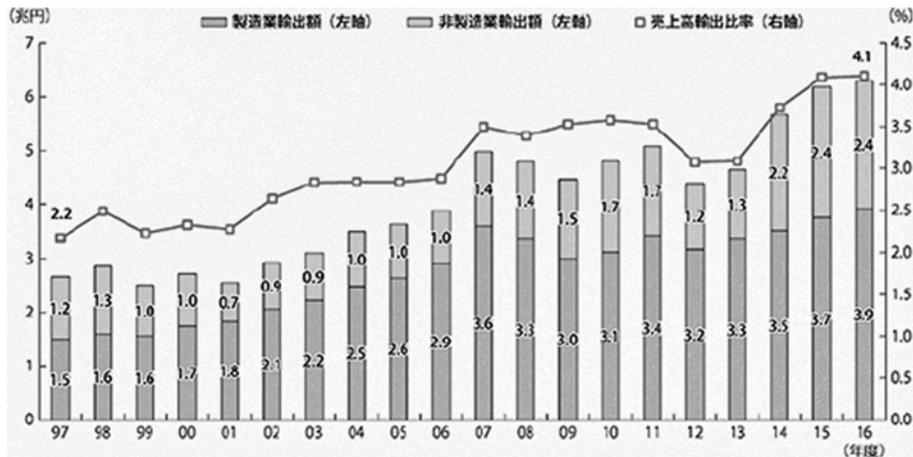
しかし資金の乏しい中小企業者等の海外への特許出願件数は微増に留まる（表3参照）。

そこで日本国では海外権利取得の際の「お金」の負担を軽減する支援制度を設けている。

（1） 国際出願に係る手数料（送付手数料・調査手数料・予備審査手数料）の軽減措置

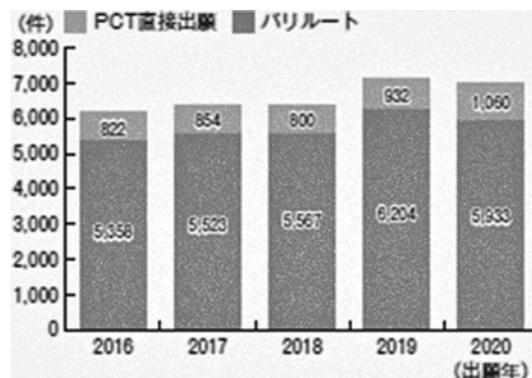
本制度では、国際出願関係費用のうちの、送付手数料、調査手数料、予備審査手数料を対象とする。本制度を含む国際出願関係費用の措置は、度々改正され、現行の本制度は、2019年4月1日以降に受理された日本語の国際出願が対象となる。

表2 中小企業の業種別輸出額及び売上高輸出比率の推移



出典：2019年版 中小企業白書、3-1-32 図から抜粋

表3 中小企業の海外への特許出願件数の推移



出典：特許行政年次報告書 2022年版、第51頁、1-3-14 図から抜粋

1) 中小企業

中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）は、国際出願時の送付手数料・調査手数料、及び予備審査請求時の予備審査手数料が1/2に軽減される。

中小企業の要件は、上記2.1(1)の1) 中小企業と同様である。手続面では、国際出願の願書又は予備審査請求書に、軽減申請書を添付して提出する。軽減申請書の提出により、証拠書類の提出が不要となる。軽減申請書の提出は、国際出願時又は予備審査請求時と同時であり、事後的な提出は認められない。共同出願の場合は、軽減対象者夫々の持分の割合に乗じた金額を記載する。当該金額に基づき予納や口座引落が行われる。金額の計算は、特許庁ウェブサイト上で提供される計算ツールを用いて自動計算することを推奨する。

2) 中小スタートアップ企業

中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）は、国際出願時の送付手数料・調査手数料、及び予備審査請求時の予備審査手数料が1/3に軽減される。

中小スタートアップ企業の要件は、上記2.1(1)の2) 中小スタートアップ企業と同様である。手続面は、上記2.2(1)の1) 中小企業の手続と同様である。

3) 小規模企業

小規模企業（法人・個人事業主）は、国際出願時の送付手数料・調査手数料、及び予備審査請求時の予備審査手数料が1/3に軽減される。

小規模企業の要件は、上記2.1(1)の3) 小規模企業と同様である。手続面は、上記2.2(1)の1) 中小企業の手続と同様である。

4) アカデミックディスカウント

アカデミックディスカウントは、国際出願時の送付手数料・調査手数料、及び予備審査請求時の予備審査手数料が1/2に軽減される。

アカデミックディスカウントの要件は、上記2.1 (1) の4) アカデミックディスカウントと同様である。手続面は、上記2.2 (1) の1) 中小企業の手続と同様である。

(2) 国際出願促進交付金制度

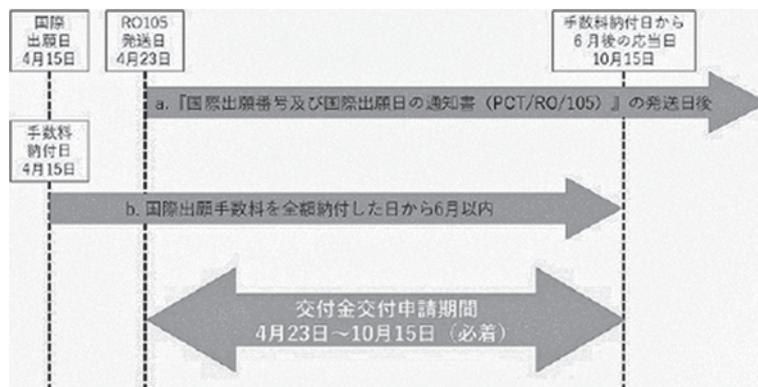
本制度では、国際出願関係費用のうちの、国際出願手数料、取扱手数料が対象である。現行の本制度で交付を受けるには、上記2.2 (1) の軽減措置とは別の手続が必要となる。本制度を含む国際出願関係費用の措置は、度々改正され、本制度は、2019年4月1日以降に受理された日本語の国際出願が対象である。なお、本制度は、2024 (令和6) 年1月1日から新制度となる。新制度については後述する。

1) 中小企業

中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO 法人) は、国際出願手数料、及び予備審査請求時の取扱手数料の1/2相当額が交付される。

中小企業の要件は、上記2.1 (1) の1) 中小企業と同様である。手続面では、交付金交付申請書を、申請期間内に提出する。交付金交付申請書の提出により、証拠書類の提出が不要となる。国際出願手数料の交付金の申請期間は、a) 国際出願番号及び国際出願日の通知書の発送日後、且つ b) 国際出願手数料の全額納付日から6ヶ月以内である。また取扱手数料の交付金の申請期間は、a) 国際予備審査請求書の受理通知書の発送日後、且つ b) 取扱手数料の全額納付日から6ヶ月以内である。

例えば4月15日付けの国際出願時に国際出願手数料を全額納付し、その後の4月23日に受理官庁から「国際出願番号及び国際出願日の通知書」が発送されたケースでは、上記の a) は4月23日となり、b) は4月15日から6ヶ月後の10月15日となる。即ち交付金の申請期間は4月23日から10月15日までの期間となる (図1を参照)。



出典：国際出願促進交付金の交付申請手続@経済産業省特許庁の、図中から抜粋

図1 交付金交付申請期間の一例

留意点は、通知書の発送日 (4月23日) を b) の起算で用いてはならないことである。例えば b) の起算を誤って通知書の発送日とした場合、図1の例では b) の期日が10月23日となる。しかし10月22日に交付金交付の申請しても、本来の b) の期日 (10月15日) を既に経過しているため、申請書が不受理処分となる。

申請書の提出方法は、郵送又は持参の何れかに限られる。日本国特許庁から遠距離の代理人は配達日数を考えて申請しなければならない。

本制度は2024 (令和6) 年1月1日から新制度となる。新制度では、上記の交付金交付申請が不要となり、上記2.2 (1) の手続のみで、上記2.2 (1) の軽減措置と、本制度の措置とを受け得る。出願人は、国際出願時に、全額から現行の交付金相当額を差し引いた金額を国際出願手数料として納付すれば足りる。

2) 中小スタートアップ企業

中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）は、国際出願手数料及び予備審査請求時の取扱手数料の2／3相当額が交付される。中小スタートアップ企業の要件は、上記2.1（1）の2）中小スタートアップ企業と同様である。手続面は、上記2.2（2）の1）中小企業の手続と同様である。

3) 小規模企業

小規模企業（法人・個人事業主）の場合、国際出願手数料、及び予備審査請求時の取扱手数料の2／3相当額が交付される。小規模企業の実要件は、上記2.1（1）の3）小規模企業と同様である。手続面は、上記2.2（2）の1）中小企業の手続と同様である。

4) アカデミックディスカウント

アカデミックディスカウントの場合、国際出願手数料、及び予備審査請求時の取扱手数料の1／2相当額が交付される。アカデミックディスカウントの実要件は、上記2.1（1）の4）アカデミックディスカウントと同様である。手続面は、上記2.2（2）の1）中小企業と同様である。

（3） 中小企業等外国出願支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）及び各都道府県等中小企業支援センター等では、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対し、国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同じ内容の外国出願に係る費用を補助する制度を設けている。本稿では主にジェトロ版を紹介する。

1) 概要

本制度では、応募受付期間内に申請書を提出し、採択決定の通知を受けた後に、外国出願の準備を開始し、外国出願後の実績報告書の提出することで、準備開始から実績報告書の提出までの間（助成対象期間）に生じた経費の1／2が補助される。経費は、助成対象期間中に、発注／契約と実施と支払との全てが完了したものに限る。

2) 上限

本制度では、1 中小企業者等あたりの上限を 300 万円とし、1 案件あたりの、特許の上限を 150 万円とし、特許以外の上限を 60 万とする。上限 300 万円以内であれば複数案件の申請が可能であるが、1 種別あたり 5 案件が上限となる。例えば 1 中小企業者等が、1 案件あたり 60 万円の経費で外国商標出願する場合、本制度により 1 案件あたり 30 万円の補助を受けるため、計算上は上限 300 万円の 10 案件の補助を受け得るが、1 種別あたりの上限があるため、5 案件の補助に留まる。

3) 助成対象

助成対象経費は、外国特許庁に支払う、外国出願手数料・PCT 国際出願の国内移行手数料・商標マドプロ出願の出願手数料・意匠ハーグ出願の出願手数料が該当する。また出願時に同時に納付する場合の審査請求料／優先権主張料／補正料／出願維持年金／PPH 費用等が該当する。また国内外代理人に支払う代理人手数料や、翻訳費用も該当する。一方で、先行技術調査等に係る費用、本制度の申請書や実績報告書の作成に係る費用は対象外となる。また出願後に納付する場合の中間手続に係る費用／審査請求料／登録料／維持年金／手数料等は対象外となる。また日本国特許庁に支払う、印紙代、海外送品手数料等は対象外となる。

4) 受付時間

応募受付期間については、適宜ウェブサイト等で確認することを推奨する。

5) その他

対象の外国出願は、国内出願と同一内容に限られるため、実務ではパリ優先権主張に基づく外国出願の出願手数料、PCT 国際出願の国内移行手数料、商標マドプロ出願の出願手数料等で、本制度が利用されることが多い。但し採択決定の通知のタイミングが定かでなく、当該通知前に、国内移行手続の翻訳文作成を発注せざるを得ないケースや、パリ優先権主張の優先期間が満了してしまうケース等、本制度の使いどころが難しい。

(4) 中小企業等外国出願中間手続支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）では、外国出願の審査請求に係る費用、及び拒絶理由通知の応答に係る費用を補助する制度を設けている。本制度は令和4年度に新設された。

1) 審査請求費用

本制度は、ジェトロが、中小企業者等に対し、出願国で必要な審査請求に要する費用の1/2を補助する。

本制度では、1中小企業者等あたりの上限を60万円とし、1案件あたりの特許の上限を20万円とする。

助成対象は、上記2.2(3)の事業を利用する特許出願のうち、当該事業の採択決定の通知後に、3庁（欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO））の何れかで審査請求をする予定であり、且つ審査請求期間中の案件である。

助成対象経費は、上記2.2(3)では対象外の、外国特許庁に支払う、出願審査請求料、それと同時にを行う手続補正の手数料、それに要する国内外代理人に支払う代理人手数料、それに要する翻訳費用が該当する。

2) 中間応答費用

本制度は、ジェトロが、中小企業者等に対し、出願国で生じた拒絶理由通知の応答手続に要する費用の1/2を補助する。本制度では、1中小企業者等あたりの上限を30万円とする。

助成対象は、上記2.2(3)の事業を利用する特許出願のうち、当該事業の採択決定の通知後に、4庁（米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO））の何れかから拒絶理由通知を受けたものであり、拒絶理由通知の応答期間に本制度の補助申請をし、且つ本制度の採択決定の通知後に、応答手続を行う案件に生じた経費である。拒絶理由通知は、新規性違反・進歩性違反を理由とするものに限る。上限30万円以内であれば複数の案件の補助申請ができる。

助成対象経費は、上記2.2(3)では対象外の、外国特許庁に支払う、中間手続に係る手数料、それに要する国内外代理人に支払う代理人手数料、それに要する翻訳費用が該当する。

(5) 地方自治体等の助成制度

地方自治体等は、管轄地域内の中小企業者等に対し、海外出願に対する補助事業を実施する。以下は、東京都における一例である。

1) 外国特許出願費用助成事業

東京都内の中小企業者等に対し、公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する東京都知的財産総合センターが、外国特許出願から中間手続までに要する経費の一部を助成する。

本事業では、1中小企業者等につき1案件とし、1案件の上限を400万円とし、生じた助成対象経費の1/2以内を助成する。

助成対象経費は、外国特許庁に支払う直接出願の公金、PCT国際出願の国際出願手数料、外国特許庁に支払う国内移行手続の公金、PCT国際出願の国際段階の手続補正の公金等が該当する。また外国特許庁に支払う審査請求料、中間手続費用が該当する。なお令和2年度版の募集要項に依れば、審査請求料・中間手続費用では、各国の早期審査制度や特許審査ハイウェイを利用することが必須とされ、且つ早期審査制度の利用予定を交付申請書の所定欄に記載することが必須とされている。また上記の外国出願・PCT国際出願・審査請求・中間手続・早期審査手続等のために国内外弁理士に支払う代理人費用が該当する。また翻訳費用が該当する。また先行技術調査費用・先行技術調査の委託料、国際調査手数料（調査手数料・送付手数料・追加手数料等）、国際予備審査手数料（審査手数料・取扱手数料・追加手数料等）が該当する。その他、通信費、運送料、海外送金の振込手数料が該当する。一方で、助成対象期間内に未完了の経費、助成対象期間内に何れの国内移行も未完了なPCT国際出願の経費、出願の変更の手数料、出願国の追加の手数料、設定登録料、維持年金等は助成対象外である。

2) 外国意匠／商標出願費用助成事業

東京都内の中小企業者等に対し、公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する東京都知的財産総合センターが、外国意匠出願や外国商標出願する際に要する経費の一部を助成する。

本事業では、1 中小企業者等につき 1 案件とし、1 案件の上限を 60 万円とし、生じた助成対象経費の 1 / 2 以内を助成する。

助成対象経費は、外国機構に支払う直接出願の公金、国際出願に係る指定外国出願手数料等が該当する。また上記の出願のために国内外弁理士に支払う代理人費用が該当する。また翻訳費用が該当する。また先行意匠調査費用・先行意匠調査の委託料、先行商標調査費用・先行商標調査の委託料が該当する。その他、通信費、運送料、海外送金の振込手数料が該当する。一方で、助成対象期間内に未完了の経費、中間手続に係る経費、設定登録料、維持年金、期限延長のための経費等は助成対象外である。

3) グローバルニッチトップ助成金

東京都内の中小企業者等に対し、公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する東京都知的財産総合センターが、知的財産権の取得等に要する経費を助成する。

本事業では、1 中小企業者等につき 1 案件とし、1 案件の 3 期通算 1000 万円を上限とし、生じた助成対象経費の 1 / 2 以内を助成する。助成対象経費は以下の通りである。

(a) 内国外の権利取得等費用

例えば特許取得の場合、特許庁に支払う出願の公金、特許料、審査審判請求料である。国内外代理人等に支払う、翻訳費用、代理人費用、中間処理費用（意見書・補正書の作成費等）が該当する。

(b) 知財トラブル対策費用

紛争に備えた、訴訟保険加入費用（知財訴訟特約事項に限る）、侵害調査に関する、他社特許の無効調査のために国内外代理人に支払う費用・鑑定費用・専門家意見書や見解書の作成費用、現地展示会での模倣対策に関する、模倣品の撤去に要する代理人への委託料（調査費用を含む）、税関での差止に関する、申請に要する国内外代理人費用が該当する。

(c) 先行調査費用

他社知財調査のために国内外代理人に支払う費用が該当する。

(d) その他

一方で、助成対象期間内に未完了の経費、知財トラブルに基づく訴訟費用、助成対象期間外で生じた経費等は助成対象外とされている。

2. 3 知的財産権の活用のための支援制度

(1) 中小企業等海外侵害対策支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）

ジェットロでは、外国での模倣品対策を実行する中小企業等に対し、当該対策に応じた経費を補助する。

1) セルフ型模倣品対策

本制度では、ジェットロは、海外で産業財産権（特許権・意匠権・商標権・実用新案権）の侵害を受ける中小企業者等が、申請書を提出した場合、当該中小企業者等を間接補助事業者として選定し、当該事業者への交付を決定する。間接補助事業者は、希望する委託先の弁護士／弁理士事務所を調査摘発等実施機関として決定する。本制度では、ジェットロは、1 中小企業者等あたりの上限を 400 万円し、間接補助事業者（調査摘発等実施機関を含む）の係争活動の経費の 2 / 3 が補助される。係争活動は、調査摘発等では、侵害疑義品の販売状況・流通状況・製造状況・輸出入状況の調査、サンプル購入、鑑定、公証調査が該当する。また権利者侵害者に対する警告状送付が該当する。また商標権侵害についての行政機関・警察・公安の行政・刑事摘発・取締、中国での意匠権・特許権・実用新案権についての行政取締が該当する。その他ウェブサイトの削除申請、通関時の差止請求等、公的機関の権利有効性・侵害範囲の確認手続が該当する。

2) サポート型模倣品対策支援事業

本制度では、ジェットロは、海外で産業財産権（特許権・意匠権・商標権・実用新案権）の侵害を受ける中小企業者等が、申請書を提出した場合、当該中小企業者等を支援対象企業として選定し、更に支援対象企業が希望する委託先の弁護士／弁理士事務所を調査摘発等実施機関として決定する。本制度では、1 中小企業者等あたりの上限を

400万円とし、調査摘発等実施機関の係争活動の経費の2/3が補助される。ジェトロは、係争活動の経費を調査摘発等実施機関に支払い、その後経費の1/3を支援対象企業に請求する。

(2) 海外知財訴訟保険事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）

海外での知的財産侵害を理由とする係争に巻き込まれる危険性が増加する。しかし中小企業は、係争の対応に要する多額の費用を用意することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれる恐れがある。日本国では、海外知財訴訟費用保険の掛け金の一部を補助する制度を設けている。

(3) 知財金融促進事業（中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業）

本事業では、経営や知的財産権の専門家を交えて、中小企業のビジネスと強みを分析する知財ビジネス評価書を作成し、目的に即した強みを活かす戦略を検討する知財ビジネス提案書を作成することで、金融機関による中小企業の経営支援を推進する。

(4) 地方自治体等の助成制度

地方自治体等は、管轄地域内の中小企業者等に対し、海外での模倣品対策等に対する補助事業を実施する。以下は、東京都における一例である。

1) 外国侵害調査費用助成事業

東京都内の中小企業者等が、民間調査会社等に他社特許調査等を依頼した場合、公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する東京都知的財産総合センターが、これに要する経費の一部を助成する。

本事業では、1中小企業者等につき1案件とし、1案件の上限を100万円とし、生じた助成対象経費の1/2以内を助成する。助成対象経費は、開発戦略策定のための、関連技術・周辺技術の他社特許調査費用（※出願前の新規性／進歩性等の確認のための先行技術調査費用を除く）、パテントマップ作成費用、出願動向分析費用が該当する。また特許出願戦略策定のための、関連技術・周辺技術の他社特許調査費用（※出願前の新規性／進歩性等の確認のための先行技術調査費用を除く）、パテントマップ作成費用、出願動向分析費用が該当する。継続的ウォッチング作業のための、検索式の作成や改良に要する費用、競合他社の特許出願動向調査費用が該当する。また侵害予防調査のための、他社特許調査費用、特許無効化のための調査費用が該当する。一方で、鑑定費用、助成対象期間内に未完了の経費、明らかに特許調査でない、顧問料・原稿作成経費・提案書作成経費等は助成対象外である。

2) 海外商標対策支援助成金

公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する東京都知的財産総合センターが、東京都内の中小企業者等に対し、障害となっている商標の取消や無効化に要する行政手続き及びそれに関する行政訴訟（民事訴訟は含まれない）の経費、これらの手続に伴う示談、和解、損害賠償等に関する弁護士・弁理士経費（示談、和解、損害賠償自体の金銭は含まれない）及びこれらの遂行に必要な調査のための経費の一部を助成する。

本事業では、1中小企業者等につき1案件とし、1案件の上限を500万円とし、生じた助成対象経費の1/2以内を助成する。複数の中小企業者等で共同申請する場合、助成申請者間での費用負担割合に応じて、助成金を決定する。助成対象経費は以下の通りである。

(a) 情報収集の費用

証拠収集の場合、出願商標情報（出願人、願番、出願日、登録日、商標、区分）の入手費用、その翻訳費用、その国内外代理人に支払う代理人費用が該当する。調査の場合、対象企業情報・対象商標情報・対象国での対象商標使用状況・対象国での保有商標等の調査費用、その国内外代理人に支払う代理人費用が該当する。

(b) 異議申立・不使用取消審判・無効審判・情報提供の費用

行政手続の場合、行政機関に支払う異議申立・不使用取消審判・無効審判の公金、商標出願の情報提供に要する費用、それらのために国内外代理人に支払う代理人費用が該当する。証拠収集の場合、上記の証拠収集や調査に要する費用、公証費用、翻訳費用、それらのために国内外代理人に支払う代理人費用、鑑定書・意見書・見解書の作

成費用が該当する。示談・和解・損害賠償の場合、異議申立・不使用取消審判・無効審判の提起後に実施の示談・和解・損賠賠償請求のために国内外代理人に支払う代理人費用が該当する。但し示談金・和解金・損賠賠償金自体は対象外である。

(c) 行政訴訟の費用

行政訴訟の場合、異議申立・不使用取消審判・無効審判の行政訴訟のために裁判所に支払う公金、それらのために国内外代理人に支払う代理人費用が該当する。証拠収集の場合、上記の証拠収集や調査に要する費用、公証費用、翻訳費用、それらのために国内外代理人に支払う代理人費用、鑑定書・意見書・見解書の作成費用が該当する。示談・和解・損害賠償の場合、行政訴訟提起後に実施の示談・和解・損害賠償のために国内外代理人に支払う代理人費用が該当する。但し示談金・和解金・損害賠償自体は対象外である。

(d) その他

助成対象期間内に未完了の経費、民事訴訟に関する費用、鑑定書・意見書・見解書のセカンドオピニオン以降に生じた経費、口頭の鑑定・意見・見解の経費、出願に要する経費、中間手続に要する経費、設定登録料、維持年金等、期間延長に要する経費等は対象外である。

3. まとめ

「お金」に関する中小企業者等向けの支援制度は、本稿で紹介した支援制度以外にも多数存在し、全ての支援制度を把握することが困難である。また毎年度、支援制度が新設又は改善されるため、制度内容を追いかけることが困難である。支援制度は「お金」に纏わるサービスであり、相談者企業の活性化をはかることが目的である。依ってその時点で最も適した「最適解」を捻出すべきである。本稿が解決の糸口になれば幸いである。

(引用文献)

表1 __中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書、III. 出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査、中小企業者の知的財産活動の実態に関する分析結果、第174頁の図表Ⅲの130

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/report_chusho_chizai/honpen_3-3.pdf)

表2 __2019年版 中小企業白書 第三部 中小企業・小規模企業経営者に期待される自己変革、3-1-32図

(https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2019/PDF/chusho/05Hakusyo_part3_chap1_web.pdf)

表3 __特許行政年次報告書2022年版 第3章 中小企業・地域における知的財産活動、第51頁、1-3-14図

(<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2022/document/index/0103.pdf>)

図1 __国際出願促進交付金の交付申請手続@経済産業省特許庁

(https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html)

(参考文献)

参考文献1 __新興国市場とは【参入するための戦略や課題について説明します】 | グローバル採用ナビ

(https://global-saiyou.com/column/view/develop_country_market)

参考文献2 __今なぜ、新興国への進出が必要なのか：新興国企業が日本市場を席卷する日_戦略@DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー (<https://dhbr.diamond.jp/articles/-/2378>)

参考文献3 __特許行政年次報告書2020年版 国際的な知的財産制度の動向@特許庁

(<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/document/index/honpen0301.pdf>)

参考文献4 __第1回知的財産権取引検討会@特許庁

(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki/2020/200722chizaitorihiki07-2.pdf>)

参考文献5 __2023年版 中小企業白書 (<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2023/PDF/chusho.html>)

参考文献6 __特許料等の減免制度@経済産業省特許庁

(<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>)

参考文献7 __審査請求料返還制度について@経済産業省特許庁

(<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/henkan/henkan.html>)

参考文献8 __公募要領_15次締切_20230419 (https://portal.monodukuri-hojo.jp/common/bunsho/ippan/15th/%E5%85%AC%E5%8B%9F%E8%A6%81%E9%A0%98_15%E6%AC%A1%E7%B7%A0%E5%88%87_20230419.pdf)

- 参考文献 9 __令和 5 年度「中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業知的財産支援事業）」に係る補助事業者公募要領
(<https://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/hojokin/05fy/yarukihojokin/kouboyouryou.pdf>)
- 参考文献 10 __成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）
(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2023/230222kobo_yoryo.pdf)
- 参考文献 11 __東京都における知財活動の概要
(https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/chiiki_report/document/h29/13.pdf)
- 参考文献 12 __令和 5 年度 知的財産権取得支援助成事業 申請の手引き
(https://itabashi-kohsha.com/wp-content/uploads/2023/04/%EF%BC%B205_chizai_tebiki.pdf)
- 参考文献 13 __知的所有権取得支援 _公益財団法人台東区産業振興事業団 (<https://taito-sangyo.jp/2023/03/13/chiteki/#shinsei>)
- 参考文献 14 __知的財産権取得補助金 墨田区公式ウェブサイト
(https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_jigyosya/sangyo/kaihatsu_kaitaku/tizaihojokin.html)
- 参考文献 15 __千代田区ホームページ - 産業財産権取得支援事業
(<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/jigyosho/josei/zaisanshutoku.html>)
- 参考文献 16 __国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続@経済産業省 特許庁
(https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html)
- 参考文献 17 __国際出願促進交付金の交付申請手続@経済産業省 特許庁
(https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html)
- 参考文献 18 __令和 5 年度「ジェトロ中小企業等外国出願支援事業」募集案内
(https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/ip_service_overseas_appli/2023/02_boshuannai.pdf)
- 参考文献 19 __外国出願「審査請求」費用の助成（中小企業等外国出願中間手続支援事業）
(https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_prosecution_1.html)
- 参考文献 20 __外国出願「中間応答」費用の助成（中小企業等外国出願中間手続支援事業）
(https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_prosecution_2.html)
- 参考文献 21 __外国特許出願費用助成金【募集要項】
(https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/tokkyo/rmepal000001urkb-att/1_r5-1_tokkyo_bosyuuyoukou.pdf)
- 参考文献 22 __外国意匠出願費用助成金【募集要項】
(https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/isho/rmepal000001ut5t-att/3_r5-1_isyou_bosyuuyoukou.pdf)
- 参考文献 23 __グローバルニッチトップ助成金【募集要項】
(https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/nichetop/rmepal000001uurj-att/9_r5_gnt_youkou.pdf)
- 参考文献 24 __令和 5 年度 中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
実施要領 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/ip_service/2023/yoryo.pdf)
- 参考文献 25 __海外知財訴訟費用保険に対する補助 (https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html)
- 参考文献 26 __【募集中】（特許庁）令和 4 年度知財金融促進事業について _ お知らせ _ 知財総合支援窓口 知財ポータル（中小企業を無料で支援します）(<https://chizai-portal.inpit.go.jp/news/news273.html>)
- 参考文献 27 __外国侵害調査費用助成金【募集要項】
(https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/shingai/rmepal000001uu10-att/5_r5_shingai_bosyuuyoukou.pdf)
- 参考文献 28 __海外商標対策支援助成金【募集要項】
(https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/syohyoutaisaku/rmepal000001us82-att/7_r5_kaigaisyouhyou_bosyuuyoukou.pdf)

以上
(原稿受領 2023.5.19)